

# 申立書

作成例

藤

住民票で入居が確認できない場合、自己の住宅の用に供していることを申し立てていただく必要があります。

作成した日にちを記入してください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 藤沢市〇〇1丁目〇〇〇〇番〇号

申立人  
(入居予定者)

氏名 〇〇 〇〇

登記簿等記載の所在地を記入してください。取得しました次の家屋は、現在のところ未入居の世帯にお住まいで、自己の用に供しているものと相違ありません。

住民票記載のとおり住所・氏名を記入してください。

## 1 家屋の表示

所在地 藤沢市 〇〇5丁目〇〇〇番地〇

家屋番号

入居までに通常認められる期間は新築又は取得後1～2週間以内です。(特別の事情がある場合は最大1年間まで認められる場合があります。)

## 2 家屋の住居表示

## 3 入居予定年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

## 4 現在の家屋の処分方法及び処分方法を証する資料

- 自己所有物を売却する
  - 売買契約(予約)書
  - 売買の媒介契約書
  - 現住家屋の処分方法に関する申立書
- 該当する処分方法にチェックしてください。また、処分方法を証する資料については、写しを、申立書については、原本を添付してください。
  - 賃貸借契約(予約)書
  - 賃貸の媒介契約書
  - 現住家屋の処分方法に関する申立書
- 借家等を退去する
  - 賃貸借契約書
  - 家主又は事業主(社宅)等の証明書
  - 現住家屋が所有物件でないことを証する書類
- 未定(入居が登記のあとになることを証する資料を添付)
  - 入居(引越)が登記のあとになる理由を記入してください。また、入居が1～2週間を超える場合は、その理由も併せて記入してください。
  - 売買契約書等

## 5 入居が登記のあとになる具体的理由

- 資金調達上抵当権設定を急ぐため
- 売買契約にて所有権移転登記後の引き渡しとなっているため
- その他( )

※入居予定日が1～2週間を超える場合その理由及び理由を証する資料

- 本人又は家族の病気等
- 転勤等仕事の都合
- 転校等家族の学校の都合
- リフォーム等の都合
- その他( )
- 医師の診断書等
- 辞令等
- 通知等
- 工事契約書等

なお、住宅用家屋証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

※申立書は本人が作成してください。(押印は不要です。)